

# 「ひとまもり・まちまもり地域ビジョン」策定支援業務 仕様書

## 1 業務名

「ひとまもり・まちまもり地域ビジョン」策定支援業務

## 2 業務実施の背景・目的

「第4次別府市総合計画」では、持続可能な地域づくりの推進のため、地域運営組織に対する支援を充実させることとしており、また、「まち・ひと・しごと創生第2期別府市総合戦略」では、地域運営組織を活用した「中規模多機能自治」を推進し、地域がある程度の規模感をもって連携・協働し、相互に支え合って地域の課題に取り組める環境づくりに取り組むこととしている。こうした中、別府市（以下「本市」という。）では、概ね中学校区の範囲に地域のつながりを広げて、市内7圏域に地域コミュニティの核となる新たな地域運営組織として、地域の多様な団体が連携するひとまもり・まちまもり協議会が設立され、主体的に地域課題の解決に向けて取組を行っている。今後より一層の地域マネジメントを推進していくために、各協議会別の将来推計人口の分析等を踏まえた地域カルテの作成及び地域の特性や地域課題に対応した地域のまちづくり活動に対する支援の強化を行うこととしている。

本業務は、市内7つのひとまもり・まちまもり協議会に対して、各協議会別の将来推計人口の分析等を踏まえた「地域カルテ」を作成し、地域の特性や課題などを地域住民が共有するための勉強会などを開催するとともに、将来の展望とその実現に向けた活動指針である「ひとまもり・まちまもり地域ビジョン」策定のためのワークショップ開催の支援など、地域自らが将来を見据えたまちづくり活動を長期的に推進できる体制を構築することを目的とする。

## 3 業務の概要

各地区の地域住民に対して、各協議会別の将来推計人口の分析等を踏まえた地域カルテの作成に対する意見聴取を行うとともに、地域住民が将来顕在化する地域課題などを考え、共有するプロセスを勉強会やワークショップなどの手法を用いて支援する。さらに、課題克服に活用できる地域の強みや資源の発掘、課題に対する対策の基本的方向性の検討についても併せて支援を進める。

こうした支援を通じて、地域住民が地域の将来像（ひとまもり・まちまもり地域ビジョン）を確立するプロセスを共有するなど、地域自らが将来を見据えたまちづくり活動を長期的に推進できる体制作りのきっかけを構築する。

## 4 支援内容及び支援地区数

### (1) 支援内容

勉強会（1回程度）及び意見交換会（3回程度）

※勉強会の開催にあたっては、意見交換会と同時開催を可とする。

※原則、勉強会やワークショップは、対面での開催とする。

- (2) 支援地域（協議会）数  
7地域（協議会）

## 5 業務内容

### (1) 地域課題の共有プロセス等に対する支援

本業務では各地域（協議会）の地域住民が将来、顕在化する地域課題などを考え、共有するプロセスに対して支援を行う。

支援内容は次のとおり。

#### ア 「地域カルテ」の作成

本市が提供する情報を基に「地域カルテ」を作成する。地域カルテに記載する内容、及び作成に用いる情報については本市と受託者の協議のうえ、決定する。

作成した地域カルテの情報は勉強会等に用い、また、勉強会等の参加者が自由に閲覧できる環境を構築する。データの公開範囲及び方法については、本市と協議のうえ決定する。

#### イ 将来の地域課題などを内容とした勉強会の開催

地域カルテにより示された統計数値や地域の将来像等について地域住民等が参加する勉強会を開催する。地域の特色などを記載した勉強会で使用する資料を本市と協議のうえ作成し、資料収集やデータ整理、勉強会進行等を行うこととする。

#### ウ 将来の地域課題の共有などを目的とした意見交換会などの開催

勉強会の内容を踏まえて、将来、自分たちの居住地域で顕在化が想定される地域課題やまちづくり活動の方向性などを議論する意見交換会（ワークショップの手法などによることを想定）の開催を支援する。

意見交換会は1地区あたり3回程度行うこととし、1回の参加者は概ね20人程度を想定している。意見交換会の全体の進行を行うファシリテーターのほか、テーブルファシリテーターを本市と受託者から配置し、円滑に意見交換を行うための工夫（話しやすい雰囲気をつくるなど）をすること。

#### エ 「地域まちづくりビジョン」の制作

意見交換会の成果物として「地域まちづくりビジョン」など、話し合われた内容を整理し書面にまとめ、今後、地域自らが将来を見据えたまちづくり活動を長期的に推進できる体制作りのきっかけとなるものの構築を支援すること。

なお、「地域まちづくりビジョン」は下記のとおり必要部数を印刷し、地域にわたすこと。

##### (ア) 地域まちづくりビジョン

意見交換会参加人数+5部程度（A4両面フルカラー、10枚程度）

##### (イ) 概要版

300部（A3両面フルカラー、1枚程度）

### (2) 報告書の作成

(1) の内容を記録した報告書を作成すること。

なお、本報告書には、実施結果などを掲載するとともに、地域住民が地域のまちづくりの方向性（ビジョン）を確立するプロセスへの効果的な支援についての提言なども含めること。

報告書の納品は電子データとし、Windows10に対応したWord文書で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータをCD又はDVDに保存し併せて納品すること。

## 6 業務履行期限

契約書に示す着手の日から令和7年3月14日（金）まで

## 7 その他

- (1) 本業務の契約に関係すること及び各地域（協議会）の支援方針を決める最初の打合せへの同席は、別府市市長公室自治連携課が行う。また、地域に対する具体的な支援内容・方法については、別府市市長公室自治連携課と協議して決定し、業務を遂行すること。
- (2) 本業務に関して問題点が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して処理すること。
- (3) 本業務の遂行上、知りえた情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知りえた個人情報保護を含むすべての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取扱いについても同様である。また、秘密保持及びデータ取扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

【担当】別府市市長公室自治連携課協働推進係  
〒874-8511大分県別府市上野口町1番15号  
電話：0977-21-1125 FAX：0977-21-6399